

公募要領

1. 事業名

令和5年度 Sport in Life 推進プロジェクト「ライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツの推進に係る調査研究」

2. 事業の趣旨

運動・スポーツは、体力の維持・向上、体重管理、自己免疫力の向上、ストレス解消等、心身の健康の保持増進に様々な効果が期待できる。また、こうした効果を高めるためには、心身の維持・向上が必要な機能に焦点を当て、運動・スポーツの効果や影響に着目し、それに適した方法や目的を定めた運動・スポーツ（目的を持った運動・スポーツ）を実施することが重要である。

このように目的を定め、心身に多様な変化を与える運動・スポーツを実施し、それぞれのライフステージにおいて最高の能力が発揮できる状態（ライフパフォーマンスの向上）を目指すことによって、健康の保持増進はもとより、QOL(Quality of Life, 生活の質)を高めることなど、生きがいのある充実した生活を送ることに寄与できる。この際、ハイパフォーマンススポーツでのサポートで得られたスポーツ医・科学等に係る知見が、アスリートだけでなく国民一般のライフパフォーマンスの向上に生かされることが望まれる。

また、アスリート、医学的配慮が必要である者、疾病や介護予防等のために運動が必要である者等については、それぞれの目的に応じた方法で運動・スポーツが実施されるよう取組が行われている。一方、子育て世代や働く世代、未病である者については、こうした目的に合わせた運動・スポーツの実施状況や自らの身体への意識の高さは個々のリテラシー及び取り巻く環境等により、多様であると考えられる。

こうしたことを踏まえ、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人々のスポーツを通じたライフパフォーマンスの向上に向けて、先進デジタル技術を活用した機器及びプラットフォーム等も活用しつつ、目的を持った運動・スポーツを推進していくため、以下の事業を実施する。

3. 事業の内容

上記2の事業趣旨を踏まえ、以下3点の事業を委託する。

(1) ライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツの実践に関する実態・ニーズ調査

目的を持った運動・スポーツの実施において、運動・スポーツに関係する要素（維持・向上させたい心身の機能）は、スポーツ生理学的に筋骨格系、神経系、呼吸循環・内分泌代謝系及びメンタル系の4つに大きく分けられ、これらの要素に焦点を当てることによって、目的を明確化することができ、目的に合わせた運動・スポーツの実践につながるが、上述したように、目的に合わせた運動・スポーツの実施状況や自らの身体への意識の高さは、個々のリテラシー及び取り巻く環境等により、

多様であると考えられる。

そのため、多くの人々が、自らの心身機能の状態や運動・スポーツの影響及び効果に対する関心を高め、個人の適性、健康状態及びライフスタイルに応じて、ライフパフォーマンスの向上を目指し、目的に合わせて運動・スポーツが実施できるような環境整備等が求められる。

こうしたことを踏まえ、国民一般における目的を持った運動・スポーツの実践に関する実態及びニーズを調査・集約した上で、国民が広く活用できる実践プログラムを検討し、提案するものとする。

その検討に際しては、ハイパフォーマンススポーツのサポートで得られた知見や事例等を調査・集約し、上記の実践プログラムの検討に活用するとともに、ライフパフォーマンスの向上に活用するためのポイントをまとめるものとする。

①調査内容

- i) ライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツの実践に関する実態及びニーズを調査し、その結果を集約する。また、目的を持った運動・スポーツの効果について、これまでの知見を集約する。
- ii) ハイパフォーマンススポーツでのサポートで得られたスポーツ医・科学の知見や事例等を、次のような観点を含め、包括的に集約・整理する。
 - ・競技力向上のためのトレーニングから怪我の治療・リハビリテーションまでを対象として、コンディショニング等を含めた運動・スポーツの効果や心身機能に与える影響
 - ・スクリーニングテストやメディカルチェック、体力測定等を活用してアスリートの心身の状態を客観的に把握するためのアセスメントや、その結果に基づく適切なサポートの事例
 - ・その他、現場サポートの方法、トレーニング環境、情報活用などの知見や事例等
- iii) ライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツの実践プログラム（方法例）の検討及び提案を行う。その実践プログラムの検討・提案にあたっては、以下について考慮すること。
 - ・筋骨格系、神経系、呼吸循環・内分泌代謝系、メンタル系の分野ごとの方法例及びそれらの組み合わせ例を提案すること。その際、ハイパフォーマンススポーツでのサポートで得られた知見や事例等も活用して検討すること。
 - ・ライフスタイルに応じた方法例を提案すること。その際、運動強度を考慮し、対象別に具体的で簡便な方法例を提案すること。
 - ・心身への負担を考慮した安全な取組が実践されるよう配慮すること。

②実施条件

上記 ii) および iii) の事業を進める中で、ハイパフォーマンススポーツのサポ

ート得られた知見や事例等をライフパフォーマンスの向上に活用するため検討委員会を設置・運営することとする。

その際、トレーニング科学、スポーツ医学、スポーツ生理学、健康科学、医学等の有識者、及び運動器に関する医学的専門家（医師や理学療法士等）、並びに運動・トレーニングの指導に関する専門家（国際競技大会等でのサポートの経験を有した者を含む）等を併せて10名程度で委員会を編成する。

なお、委員のメンバーの構成については、スポーツ庁と協議して承諾を得た後に決定する。

③事業報告書の作成

受託者は、事業の成果をまとめ事業報告書を作成する。作成した報告書は、委託要項で定められた期日までに、印刷物10部及び電子データをスポーツ庁に提出すること。

(2) 指導者養成のための手引き、ツール、カリキュラムの作成

運動・スポーツを効果的に実施するためには、自主的に自らの身体への意識や関心を高め、身体の状態を把握しておくことが重要であり、こうしたことが運動欲求を高めることにもつながる。

目的を持った運動・スポーツの実施において、運動・スポーツに関係する要素のうち、加齢等の影響を受けやすい筋骨格系の機能については、身体診断「セルフチェック」動画等を用いて自身の状態を把握することが重要であり、これによって自主的に身体への意識及び関心を高めることができ、効果的な運動・スポーツの実施に寄与することが期待される。

そのため、「セルフチェック」等の周知・啓発を行いつつ個々の状態・状況に即した適切な運動・スポーツを指導する者を育成するため、その指導のための手引きやツール、カリキュラムを作成し、その手引き等を用いてセミナーを実施するものとする。

① 調査内容

目的を持った運動・スポーツ（今回はスポーツ庁のセルフチェックと改善エクササイズ）を指導する者に対して、指導のための手引きやツール、カリキュラムを作成する。

なお、これら手引き等の作成に際し、運動・トレーニングの指導に関する有識者や専門家等で委員会を編成し、内容について議論・検討する（委員のメンバーの構成については、スポーツ庁と協議して承諾を得た後に決定する。）。

手引き等の作成プロセスは主に以下の通りとする。

- ・令和5年度は、指導のための手引きやツール、カリキュラムの試行版を作成し、それを用いて指導者育成のためのセミナーを少なくとも1回実施する。また、受講生の理解度等を踏まえ、手引き等の見直しやセミナーの内容等の見直しを行う。

- ・令和6年度は、令和5年度の見直しを経て、指導者育成のためのセミナーを4回以上実施する。また、必要に応じ、手引き等の見直しやセミナーの内容等の見直しを行う。

なお、これらのプロセスの詳細は、上記の委員会内での議論およびスポーツ庁との協議をもって決定するものとする。

②事業報告書の作成

受託者は、事業の成果をまとめ事業報告書を作成する。作成した報告書は、委託要項で定められた期日までに、印刷物10部及び電子データをスポーツ庁に提出すること。

(3) 運動・スポーツの欲求等を高め、多くの人々の運動・スポーツの実施を促進するセンシングデバイスを含む計測機器で得られたデータの活用方法等に関する調査研究

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえるものであり、スポーツを支える土台としてのコンディショニング（最高の能力を発揮出来るように精神面・肉体面・健康面などから心身の機能を調整すること）や、その方法としての多様な目的を持った運動（エクササイズ・トレーニング）とともに、人間の潜在的な身体能力を開拓するものと捉えることができる。

これを踏まえつつ、多くの人々の運動・スポーツの欲求を高め、行動変容を促すための環境整備に向けて、自主的に自らの身体への意識や関心を高め、身体の状態を把握するための先端デジタル技術を活用した機器やセンシングデバイス等の活用が重要である。

現在、身体の状態を把握するセンシングデバイスから得られたデータ（歩数、消費カロリー、心拍数等）は、主に活動量の把握のために活用されている。他方、高めたい機能に着目し、目的を持った運動・スポーツの推進を支援する場合に活用できるセンシングデータは身体機能ごとに区分け・整理されていないのが現状である。

高めたい機能に合わせてセンシングデバイスを含む計測機器が選択され、運動・スポーツの実施者に対し、適時・適切なデータがフィードバックされれば、多くの人々の運動・スポーツの欲求等を高め、その実施の促進に役立てられることが期待される。

以上を踏まえ、本事業では、心身の各機能を把握するために適したセンシングデバイスを含む計測機器を明らかにするとともに、得られたデータを活用することにより、多くの人々の運動・スポーツの実施を支援・促進する方法等を検討し、提案するものとする。

①調査内容

- i) センシングデバイスを含む計測機器から得られたデータを活用した取組等

の実態調査

心身の各機能を把握するために適したセンシングデバイスを含む計測機器、そこから得られるデータの種類・内容、そのデータのフィードバックの内容・方法等の実態を調査するとともに、既存の実態調査の報告や結果について整理する。その際、運動・スポーツに関係する要素（筋骨格系、神経系、呼吸循環・内分泌代謝系、メンタル系）を考慮し、各機能を評価するためのデバイスの整理を行う。

ii) センシングデバイスを含む計測機器で運動・スポーツの実施を促進する方法等の仮説立案等

上記 i) の調査結果等に基づき、運動・スポーツの種類を特定した上で、心身の機能ごとに実装可能なセンシングデバイスを含む計測機器から得られたデータを活用（フィードバック等）することにより、運動・スポーツの欲求等を高め、その実施を効果的・効率的に促進するかどうかの仮説を立案する。

また、その仮説に基づき、下記 iii) の実証研究の対象者にフィードバックするためのコンテンツ等を作成する。

なお、その仮説のアウトカムは、過去の報告のレビューに基づき、標準化された評価方法（社会心理学的な尺度を含む）を十分に検討し、効果判定に用いること。また、運動・スポーツの種類を特定する際にはスポーツ庁と協議して承諾を得た後に決定すること。

iii) センシングデバイスを含む計測機器で運動・スポーツの実施を促進する方法などの実証

上記 ii) の仮説に基づき作成したコンテンツ等を用いて、以下の点を考慮しながら実証を行う。

- ・コンテンツを活用する際の条件や環境に関する因子（運動の難易度・量・頻度、情報・交流・支援の有無（一人・集団・専門家・トップアスリート等））について根拠を持って整理し、その影響を踏まえて検証すること。
- ・対象者のライフスタイルやライフステージ、自発性等を踏まえてセンシングデバイスを含む計測機器で得られたデータの活用方法等を検討した上で実施すること。

また、実証結果を踏まえ、運動・スポーツの欲求等を高め、その実施を促進するデータのフィードバック方法やその実施を支援する手法を検討し、提案すること。なお、本事業で用いたセンシングデバイスを含む計測機器で得られたデータをデジタルプラットフォーム等で活用することの実現可能性や発展性などを検討し、提示すること。

② 実施条件

センシングデバイスを含む計測機器や技術、その検証等に関する有識者や

専門家等、及び運動・トレーニングの指導に関する専門家、運動・トレーニングの影響や効果などに関する有識者等により、事業を推進すること。

③事業報告書の作成

受託者は、事業の成果をまとめ事業報告書を作成する。作成した報告書は、委託要項で定められた期日までに、印刷物 10 部及び電子データをスポーツ庁に提出すること。

4. 事業の実施期間

契約を締結した日～令和 6 年度（2 カ年事業（予定））

ただし、2 年目以降の契約については、技術審査委員会にて、1 年目の事業実施状況等について評価又は確認等を行うとともに、2 年目の事業実施計画書の内容を審査し、予算の状況等を踏まえ委託事業を継続することが適当であると認められた場合、事業の継続を決定し、契約を締結するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

5. 事業規模及び採択予定件数

事業（1）

事業規模：10,000 千円程度（令和 5 年度）

採択数：1 件（予定）

※ 採択件数については、技術審査委員会が決定する。

※ 令和 6 年度以降の予算規模については、予算の状況等により変動するが、実施計画の検討に当たっては、同規模の想定とすること。

事業（2）

事業規模：3,000 千円程度（令和 5 年度）

採択数：1 件（予定）

※ 採択件数については、技術審査委員会が決定する。

※ 令和 6 年度以降の予算規模については、予算の状況等により変動するが、実施計画の検討に当たっては、同規模の想定とすること。

事業（3）

事業規模：8,500 千円程度（令和 5 年度）

採択数：1 件（予定）

※ 採択件数については、技術審査委員会が決定する。

※ 令和 6 年度以降の予算規模については、予算の状況等により変動するが、実施計画の検討に当たっては、同規模の想定とすること。

6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 各研究テーマに関する専門的な知見を有するとともに、国などの公的機関の委託事業を受託した実績があることに加え、スポーツ実施率の向上に資する研究事業が実施可能な法人格を有する団体であること。

7. 選定方法及び選定結果の通知

選定に係る審査は、スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、提出された企画提案書等について書類審査を実施する。必要に応じてスポーツ庁から企画提案者に対してヒアリングや提出書類の内容確認、追加資料の提出等を求めることがある。審査方法については、別添「審査基準」のとおり。

選定終了後30日以内に全ての企画提案者に設定結果を通知する。

8. 公募説明会の開催

開催日時：令和5年9月6日（水）16時から

開催場所：文部科学省4階入札室又はオンライン

※オンラインでの参加を希望する場合は、事前に下記のメールアドレスまで連絡すること。（※切：9月5日（火）15時）

9. 参加表明書の提出

本企画競争においては、参加表明書の提出は要しない。

10. 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

(1) 企画提案書の提出先、問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

スポーツ庁健康スポーツ課

TEL：03-5253-4111（代）（内線3575）

E-mail：kensport@mext.go.jp

(2) 提出方法

① 用紙サイズはA4版、横書きとする。

② 研究テーマごとに企画提案書を提出するものとし、企画提案者は、複数の研究テーマ（事業（1）～（3））に企画提案することができる。

③ 企画提案書は、日本語で作成し、電子データをE-mailで提出すること。

・ 企画提案書のデータをメールに添付して送信すること。

・ メールの件名及び添付ファイル名はともに「（事業名）_（法人名）」とすること。

・ 提案資料は、下記④で示す電子データ形式で提出すること。

・ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

・ メール送信上の事故（未到達）について、スポーツ庁は一切の責任を負わない。

④ その他

・ 企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で提出すること。

・ 電子データの形式は、Microsoft Office（Word、Excel、PowerPoint（Microsoft365で閲覧可能なもの）のいずれか、及びPDFファイル形式（Adobe Acrobat Reader DCで閲覧可能なもの）とする。

・ 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず、企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

(3) 提出書類

① 企画提案書

② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合はその写し

③ 誓約書（下記11.のとおり、地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人には適用しない。）

④ 企画提案者の概要（要覧、企業案内等）

⑤ 最新の財務諸表等の資料

⑥ その他必要と思われる資料

(4) 提出期限

令和5年9月21日(木) 17時必着

※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※ E-mailでデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは一切認めない。

1.1. 誓約書の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する

計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

(3) 上記(2)については、地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人には適用しない。

1.2. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

選定結果が出た後に、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には、採択決定を取り消すこととなるのでその点についても留意しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

1.3. スケジュール

(1) 公募開始：令和5年8月31日(木)

(2) 公募説明会：令和5年9月6日(水) 16時から

(3) 公募締切：令和5年9月21日(木) 17時必着

(4) 審査：令和5年10月上旬頃

選定及び委託事業実施計画書の提出：令和5年10月中旬頃

(5) 契約締結：令和5年10月下旬頃

(6) 契約期間：契約締結日から令和6年3月29日まで

1.4. その他

(1) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は技術審査委員会が決定する。

(2) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

(3) 事業実施に当たっては、Sport in Life 推進プロジェクト委託要項、スポーツ庁事務処理要領、契約書及び委託事業実施計画書等を遵守すること。また、女性

の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

- (4) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

〔契約締結に当たり必要となる書類〕

- ・ 委託事業実施計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・ 再委託に係る事業経費内訳（再委託の実施を希望する場合のみ）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、見積書、一般管理費率算定根拠資料など）
- ・ 別紙（銀行口座情報）
- ・ 確認書（知的財産）（知的財産権の帰属を希望する場合のみ）

別添

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

令和 5 年度 Sport in Life 推進プロジェクト
「ライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツの推進に係る調査研究」

審 査 基 準

I 審査方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。なお、必要に応じてスポーツ庁から申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

II 評価方法

評価は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す評価基準に基づき点数化し、技術審査委員会の各委員が評価した結果の合計（85点満点）を平均したものを企画提案の得点とする。

III 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で得点が最も高いものについて採択案件に決定する。

IV 評価項目

1 事業内容に関する評価

- (1) 公募要領で定める事業の内容について網羅されており、新規性・実現性・妥当性が高いこと。
- (2) 本事業の趣旨・目的をよく理解し具体的に提案されていること。
- (3) 学術的知見に基づいた調査方法、分析方法の検討がなされていること。
- (4) 事業の成果を把握するための具体的かつ適切な評価指標を設定していること。
- (5) その他の取組として今後の発展に寄与する提案がなされていること。
- (6) 事業の手順・スケジュールが具体的かつ合理的であること。
- (7) 妥当な経費が示されていること。

2 事業実施体制に関する評価

- (1) 本事業を担当する研究グループの代表者は、本事業を遂行するためのマネジメント力を有していること。
- (2) 業務従事予定者が事業の成果を最大化するために必要な分野に関する知識・知見を有していること。
- (3) 事業を適切に遂行するために必要な実績、ノウハウ、ネットワーク等を有していること。

(4) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

(1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1 「1 事業実施体制に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

評価項目	評価基準				
	大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1－(1)	10	8	6	4	2
1－(2)～(7)	5	4	3	2	1
2－(1)～(4)	10	8	6	4	2

2 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

<p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点 ・認定段階3＝4点 ・プラチナえるぼし認定企業＝5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点
<p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点 ・トライくるみん認定＝3点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第44条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝3点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後

<p>の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定) = 3点</p> <ul style="list-style-type: none">・プラチナくるみん認定 = 5点
<p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none">・ユースエール認定 = 4点
<p>○スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定</p> <ul style="list-style-type: none">・スポーツエールカンパニー認定 = 3点・スポーツエールカンパニー+（プラス）認定 = 4点・Bronze（ブロンズ）認定 = 4点・Bronze+（ブロンズプラス）認定 = 5点
<p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>

委 託 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官スポーツ庁次長 ●● ●● (以下「甲」という。)と《受託者》(以下「乙」という。)は、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託事業名等)

第1条 甲は、乙に対し、次の事業の実施を委託するものとする。

- (1) 委託事業名 令和5年度Sport in Life推進プロジェクト「ライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツの推進に係る調査研究」
- (2) 委託事業の内容及び経費 別添の事業計画書のとおり。ただし、第8条による事業計画変更承認申請書の承認後は事業計画変更承認申請書のとおりとする。
- (3) 委託期間 契約締結日～令和6年3月29日

(委託事業の実施)

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要項等及び事業計画書に基づき、委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の額)

【契約の相手方が課税事業者の場合】

- 第3条 甲は、委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)として、●, ●●●, ●●●円(うち消費税額及び地方消費税額●●, ●●●円)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。
- 2 前項の「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。
 - 3 乙は、委託費を(別添)業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

【契約の相手方が免税事業者の場合】

- 第3条 甲は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として、●, ●●●, ●●●円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。
- 2 乙は、委託費を別添の事業計画書に記載された経費区分に従って使用しなければならない。また、当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(危険負担)

第5条 委託事業の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責

めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）

第6条 乙は、委託事業の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（再委託）

第7条 乙は、この委託事業の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この委託事業の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された再委託承認申請書を甲が指定する方法により提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、前項の書面の提出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって第2項に規定する甲の承認があったものとする。

5 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された再委託承認申請書を甲が指定する方法により提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した文書の届出をもって代えるものとする。

6 乙は、再委託した事業に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

7 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

8 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託等）することはできない。

（事業の変更）

第8条 乙は、別添の事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が総額の20%を超えない場合はこの限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（事業の廃止等）

第9条 乙は、委託事業を廃止又は中止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（委託事業完了（廃止等）報告）

第10条 乙は、委託事業が完了又は前条第1項の規定に基づき委託事業の廃止等の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止・中止）報告書及び第42条に

規定する支出を証する書類の写しを、完了又は廃止等の承認の日から10日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(検査)

第11条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託事業が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて調査するものとする。

(額の確定)

第12条 甲は、前条の調査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託事業に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(実地調査)

第13条 第11条及び前条の調査の実施に当たっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託費の支払)

第14条 甲は、第12条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

2 委託費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、別紙(銀行口座情報)に記載の口座に振込むものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年大蔵省告示第991号)に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

4 甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

(過払金の返還)

第15条 乙は、前条第4項によって既に支払いを受けた委託費が、第12条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払わなければならない。

(成果報告)

第16条 乙は、第10条の規定に基づく報告書の提出までに委託業務成果報告書50部及び電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知

覚によっては認識することができない方式をいう。) で作られる記録をいう。) を甲に提出するものとする。

(知的財産権の範囲)

第17条 委託事業の実施によって得た委託事業上の成果に係る「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」と総称する。)

(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条に規定する全ての権利を含む)並びに外国における上記各権利に相当する権利(以下「著作権」という。)

(3) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利。

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から28条までに規定する全ての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第18条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを甲が指定する方法で甲に届け出た場合、委託事業の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1) 乙は、委託事業の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第20条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない

場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のアからウまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

ア 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

イ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第11条の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ウ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項で規定する届出をしない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の届出をしたにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（成果の利用行為）

第19条 乙は、第18条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

（知的財産権の報告）

第20条 乙は、委託事業の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、又は意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託に係る成果の出願である旨の表示をしなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

- 4 乙は、委託事業により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、委託事業の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第22条第3項に規定する場合を除く。）は、産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、委託事業の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を甲が定める方法により報告しなければならない。

（知的財産権の移転）

- 第21条 乙は、委託事業の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条、第24条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第18条第1項第4号アからウまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の実施許諾）

- 第22条 乙は、委託事業の成果に係る知的財産権について、甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第18条、第19条、第24条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、委託事業の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第18条第1項第4号アからウまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

- 第23条 乙は、委託事業の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

（ノウハウの指定）

- 第24条 甲及び乙は、協議の上、委託事業の成果に係るノウハウについて、速やかに指定するものとする。
- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
 - 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託事業の完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（知的財産権の管理）

第25条 乙は、第18条第2項に該当する場合、委託事業の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託事業の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

（職務発明規程の整備）

第26条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が委託事業を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託事業に適用できる場合は、この限りではない。

（知的財産権の使用）

第27条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

（個人情報取扱い）

第28条 乙は、甲が預託し又は本件事業に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 甲が預託し又は本件事業に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲が預託し又は本件事業に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託事業を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写、複製、又は改変すること。

- 3 乙は、甲が預託し又は本件事業に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件事業に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲から預託し又は本件事業に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託事業完了後、廃止等後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲が預託し又は本件事業に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託事業を完了し、廃止等し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- 8 乙は、本委託事業の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合（当該第三者が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三者の名称及び住所を事前に再委託承認申請書により通知し、甲による許諾を得るものとする。
- 9 乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（成果の利用等）

第29条 乙は、委託事業によって得た研究上の成果（第18条第1項に基づき、乙に帰属する知的所有権を除く。）を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

（不正行為等に対する措置）

第30条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると思われる場合は、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

- (1) 乙がこの契約書に記載された条件又は委託要項に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約の締結に当たり不正な申立をしたとき。
- (3) 乙が委託事業の実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき。
- (4) 乙が委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(違約金)

第31条 甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を請求することができる。

(利息)

第32条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利3%の割合により計算した額とする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第33条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第34条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第35条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第36条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第37条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しく

は下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第38条 甲は、第34条、第35条及び前条2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第34条、第35条及び前条2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し損害を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第39条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(代表者変更等の届出)

- 第40条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(委託事業の調査)

- 第41条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(書類の保管等)

- 第42条 乙は、委託事業の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目ごとに区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託事業を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。

(秘密の保持等)

- 第43条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(疑義の解決)

第44条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

(甲) 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
スポーツ庁次長

● ● ● ● 印

(乙) 住 所 (乙) 住 所
名称及び
代表者名

印

名称及び
代表者名

印